

広島県知事様

広島県個人情報保護審議会
会長 西村 裕三



住民基本台帳法に基づく諮問について（答申）

平成 23 年 8 月 26 日付け市行第 30 号で諮問の「住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下『法』という。）第 30 条の 8 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項に基づき、住民基本台帳法施行条例（平成 14 年広島県条例第 27 号）により、住民基本台帳ネットワークシステム（以下『住基ネット』という。）の広島県独自利用について 4 つの事務を追加すること」については、以下のとおり、適当と認めたので答申します。

なお、運用に当たっては、住基ネット自体のセキュリティ対策を万全とした上で、「2 留意事項」を遵守し、個人の権利利益の保護が十分に図られるよう配慮してください。

1 広島県独自利用を認める理由

住基ネットを独自利用する事務	県独自利用を認める理由
介護支援専門員の登録及び登録事項変更届出に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 現行の事務手続きに加えて、県が住基ネットを独自利用することにより、県民が申請等を行う際に、住民票の写し等の添付を省略することが可能となり、申請者の時間、交通費、手数料などについて負担の軽減が図られ、申請者の利便性の向上に資するものであるため。
ソ連抑留中死亡者資料に係る関係遺族の現住所調査	<ul style="list-style-type: none">・ 抑留中死亡者の死亡に関する遺族への情報提供、葬祭料等の支給に関する案内、遺骨等の受け渡しを迅速に行うことは、遺族への行政サービスの向上に資するものであるため。・ 県が住基ネットを独自利用することにより、事務執行の合理化が図られ、行政運営の効率化に資するものであるため。
地域がん登録事業に係るがん患者の生存の事実の確認調査	<ul style="list-style-type: none">・ 精度の高い「生存率」を算出することは、今後のがん医療体制の整備や将来のがん患者の治療効果の向上など効果的ながん対策の実現につながり、県民の安心な暮らしの実現に資するものであるため。・ 県が住基ネットを独自利用することにより、事務執行の合理化が図られ、行政運営の効率化に資するものであるため。・ 住基ネットが利用できない場合、関係市町に住民票公用請求を行うこととなるが、収集目的を明示する必要があり、個人情報（病歴）の流出のおそれが生じるが、住基ネットを利用することにより、それを回避できるため。
放置違反金関係事務	<ul style="list-style-type: none">・ 徴収事務を迅速かつ確実にを行うことは、社会的公正・公平の実現に資するものであるため。・ 県が住基ネットを独自利用することにより、事務執行の合理化が図られ、行政運営の効率化に資するものであるため。

2 留意事項

- 個人情報の提供に当たっては、個人情報の不適切な取扱いが生じることのないよう、提供先に対して個人情報の厳重な管理等の必要な措置を講じること。
- 新たに独自利用する事務の名称、利用・提供先やセキュリティ対策等を広報するなどして、県民に十分説明すること。

3 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 23 年 8 月 26 日	・ 諮問を受けた。
平成 23 年 9 月 13 日 (第 1 回 審議会開催)	・ 諮問の審議を行った。
平成 23 年 10 月 11 日 (第 2 回 審議会開催)	・ 諮問の審議を行った。

4 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
坂 田 桐 子	広島大学大学院総合科学研究科教授	学識経験を有する者
谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
西 村 裕 三 (会 長)	広島大学大学院社会科学部教授	学識経験を有する者
平 田 かおり	弁護士	学識経験を有する者
宮 政 利	広島県議会議員	県議会の議員